

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月8日
【会社名】	株式会社ジャックス
【英訳名】	JACCS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 板垣康義
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	北海道函館市若松町2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャックス 本部 (東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号) 株式会社ジャックス 札幌支店 (北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2) 株式会社ジャックス 仙台支店 (宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号) 株式会社ジャックス 神戸支店 (兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号) 株式会社ジャックス 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16) 株式会社ジャックス 東京支店 (東京都品川区上大崎二丁目25番2号) 株式会社ジャックス 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新田町1番1号) 株式会社ジャックス 横浜支店 (神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 株式会社ジャックス 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号) 株式会社ジャックス 大阪支店 (大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

(注) 印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長板垣康義は、当社の第83期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。